

中部経営・辻・本郷税理士法人がお届けする

Viewpoint

ビューポイント

2014.冬

税制改正

平成26年度 税制改正
生産性向上設備投資促進税制の創設

確定申告

株式・投信の還付申告
損益通算・繰越控除で還付を受けるには

医療・病院

クリニックの医療法人化
「個人」と「法人」どちらが得?



中部経営・辻・本郷税理士法人
CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

生産性向上設備 投資促進税制の創設



中部経営・辻・本郷税理士法人
代表社員・税理士

村尾 実

アベノミクスを税制面からも後押しするため、大胆な設備投資減税が創設されました。

- 青色申告書を提出する法人が行う先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却(又は税額控除)**という異次元の優遇措置で支援。
(注) 税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法の施行日から**前倒し適用**。
⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

(1) 適用時期

税制措置		(注) 産業競争力強化法の施行日(H26年1月20日)から適用			
取得等の日		H25 年度中 ^(注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	資本金 1億円超	即時	即時	即時	50% 特償
	資本金 1億円以下	即時	即時	即時	即時
	(うち建物、構築物)全法人	即時	即時	即時	25% 特償
税額 控除	資本金 1億円超	5 %	5 %	5 %	4 %
	資本金 3,000万円超 1億円以下	7 %	7 %	7 %	7 %
	資本金 3,000万円 以下	10 %	10 %	10 %	10 %
	(うち建物、構築物)全法人	3 %	3 %	3 %	2 %

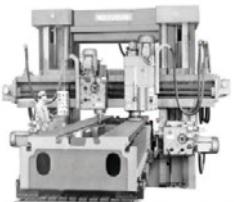
産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日迄の間に以下の設備等の取得等をした場合。

(注) 平成26年4月1日前に終了事業年度内において産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までに取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度で特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができるとする。

(2) 対象設備

※左ページ 表1

最新モデル



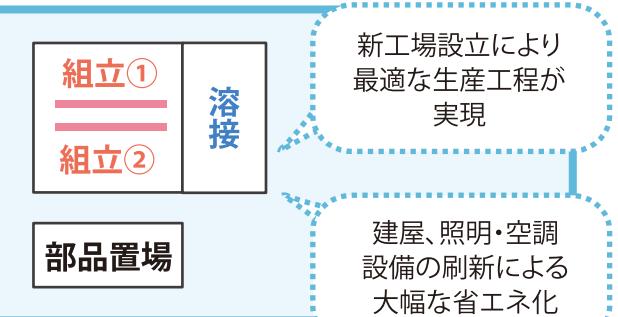
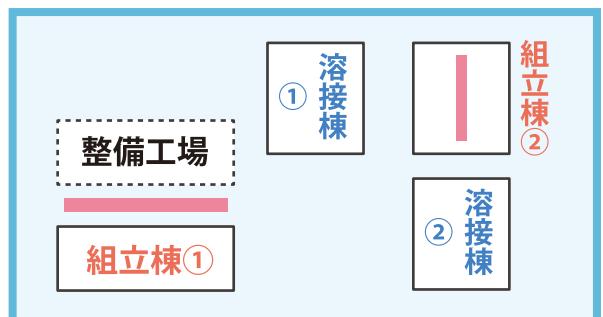
① 先端設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの。
※上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることにつき経済産業局の確認を受けたもの。

生産ラインの刷新・改善



※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

平成26年度 税制改正

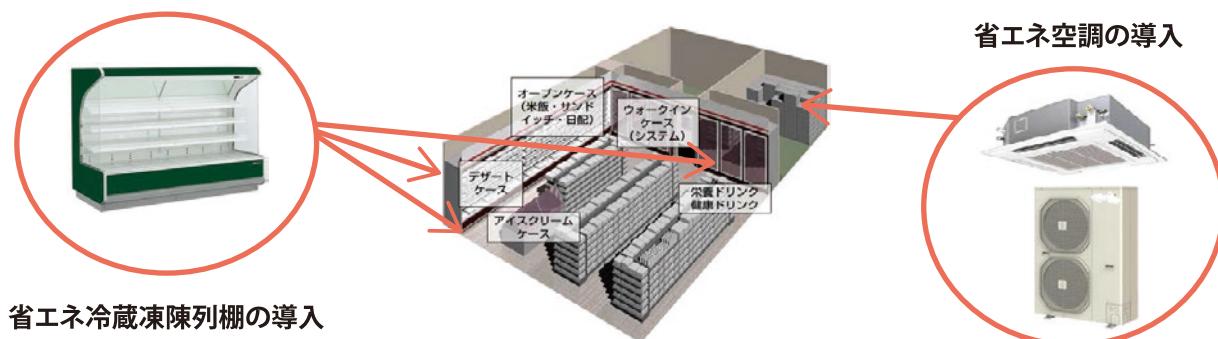
表1 先端設備の対象設備

減価償却資産の種類	取得価額要件	最新モデル要件 (それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデル)	生産性向上要件	対象となるものの用途・細目
機械及び装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上	10年以内に販売されたもの	旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上	(限定なし)
工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上(注1)	4年以内に販売されたもの		ロール
器具備品(または、中小企業者等が取得等をするものに限る)		6年以内に販売されたもの		イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電機洗濯機その他これらに類する電機又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ホ 電機計算機(サーバー(ソフトウェア(OS)を同時に取得するものに限る)に限る) ヘ 試験又は測定機器
建物	一の取得価額が120万円以上(注1)	14年以内に販売されたもの		断熱材及び断熱窓
建物付属設備				イ 電気設備(照明設備を含む)のうちその他のもの ロ 冷蔵、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ ブラインド ホ 日射調整フィルム
ソフトウェア(中小企業者等が取得等をするものに限る)	一の取得価額が70万円以上(注1)	5年以内に販売されたもの	(なし)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

(注1)工具及び器具備品については1台又は1基が30万円以上で年間取得合計額が120万円以上のものを含み、建物付属設備については一の取得価額が60万円以上で年間取得合計額が120万円以上のものを含み、ソフトウェアについては一の取得価額が30万円以上で年間取得合計額が70万円以上のものを含む。

(注2)生産ラインやオペレーション改善に資する設備における取得価額要件は、先端設備の取得価額要件に準ずる。なお、構築物については、建物と同様とする。

小売業における省エネ設備の導入



※民間投資活性化等のための中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要(平成25年10月 中小企業庁)より

株式・投信の還付申告

損益通算・繰越控除で還付を受けるには

中部経営・辻・本郷税理士法人
資産税務部 社会保険労務士

中田 陽介



同一年の利益と損失は 損益通算を

上場株式や株式投資信託等は、
金融機関等で特定口座（源泉徴収
ありのもの）を利用することにより、
どうか。

上場株式や株式投資信託等は、
金融機関等で特定口座（源泉徴収
ありのもの）を利用することにより、
どうか。

2013年はアベノミクスで
大きく利益をあげた人も

NISAのスタート N 10%軽減税率の廃止と

2003年に株価低迷への対策として導入された証券優遇税制は昨年末に終了し、本年より、上場株式・株式投資信託等の譲渡益や配当・分配金等にかかる税率が10%から20%（復興特別所得税を除く）へと引き上げられました。一方で、新たな投資優遇制度としてNISA（日本版少額投資非課税制度）がスタートしています。

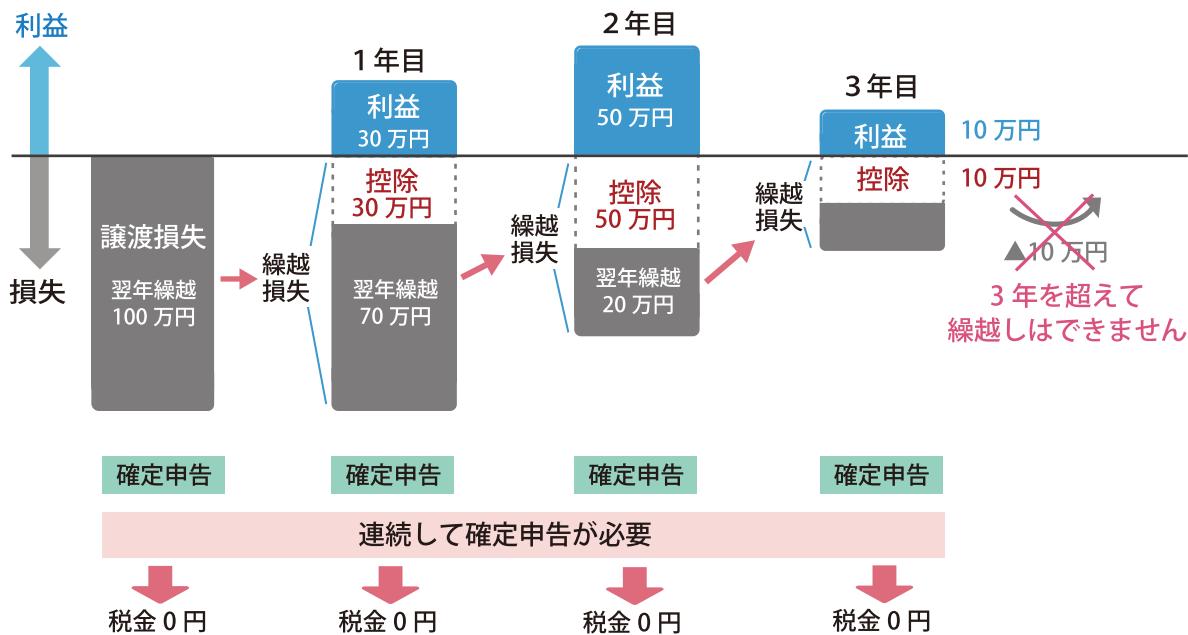
確定申告を不要とすることが可能です。同一の金融機関の特定口座内で同一年に利益と損失がある場合には、その特定口座内で損益通算が行われます。

図1



※税率は平成25年まで（平成26年3月17日申告期限分）の10%（復興特別所得税を除く）で計算しています。平成26年1月1日以降の所得については、20%（復興特別所得税を除く）が適用されます。

図2



損失が利益を上回っている場合に
は、損益通算が行われることで、源
泉徴収された税金が還付されます。

しかし複数の金融機関にわたつ

て利益と損失が発生している場合
等には注意が必要です。例えば、A

証券会社で利益を出しB銀行で損
失が出た場合、A証券会社で税金
の源泉徴収が行われて課税は完了
してしまいます。この場合、確定申
告を行わなければ損益通算をする
ことができず、税金の還付を受け
られません(図1)。

損失が利益を上回った ときは繰越控除を

上場株式や株式投資信託等の譲
渡で生じた損失の金額は、その年内
の利益と損益通算してなおも損失
が残った場合には翌年以降3年間
の利益と引き続き損益通算を行う
ことができます。これを繰越控除と
いいます。繰越控除に際して大きな
注意点は2点です。まず、繰越控除
は自動的に行われるわけではなく、
必ず確定申告が必要になります。
そして、損失を生じた年以降損益
通算を行う年まで、連続して確定
申告を行わなければなりません。

(図2)

一昨年の損失を申告して いなかつた場合は?

有無や、口座の種類によって異なり
ます(図3)。

まず、確定申告書を全く提出して
いない場合(事業所得や不動産所
得等も含む)であれば、申告期限後
5年間は、期限後申告が可能です。
したがって、2012年に損失が発
生していて確定申告書を提出して
いない方は、2012年の期限後
申告と2013年の確定申告を行
うことで、2013年に発生した
利益から源泉徴収された税金を還
付することができるのです。

次に、確定申告書は提出した(事
業所得や不動産所得等について申
告した)が、譲渡損失の部分について申
告を行なかつた場合です。この場
合、源泉徴収ありの特定口座を利用
していると、【申告不要制度】を選択

を行うことが要件ですが、損失の
申告をしていなかつた場合はどう
控除を行うには連続して確定申告
を行なうことが要件ですが、損失の
申告をしていなかつた場合はどう
なるのでしょうか。

還付申告を行うときの 注意点

ここまで、確定申告を行うことによ
り税金を還付することができると
いうお話をしました。しかし、実は
税金の還付が家計全体で必ずしも
得にならない場合があるのです。

通常、源泉徴収ありの特定口座を
利用している場合、確定申告を行
なければ、上場株式や投資信託
等の売却利益はその個人の合計所
得には加算されません。この合計所
得は、その金額によって配偶者控除
や扶養控除、社会保険料等に影響
を与えるものです。したがって、確
定申告を行うことで合計所得が増
加すれば、損益通算等により税金
は取り戻せたものの、取り戻せた税
金以上に家族の税金や社会保険料
等の負担が増加するということも

したことになり、繰越控除の適用は
できません。一方、特定口座の簡易
申告口座や一般口座を利用している
場合には、「更正の請求」等により、繰
越控除を適用することができます。
とはいえ、多くの方は源泉徴収
ありの特定口座を利用されている
ことだと思います。

図3

口座の種類	特定口座 源泉徴収選択口座	特定口座 簡易申告口座	一般口座
当初確定申告書の提出あり 他の所得については確定申告を行つたが、上場株式等の譲渡損失については申告をしなかつた	【申告不要】を選択したことになるため「更正の請求」は不可	・平成23年分以後の各年分 申告期限後5年以内に限り「更正の請求」が可能	
当初確定申告書の提出なし	申告期限後5年間は、期限後申告が可能		

クリニックの医療法人化

「個人」と「法人」どちらが得?

中部経営・辻・本郷税理士法人
医療事業部 部長

廣岡 康裕



図1 全国の人医師医療法人の設立認可数



平成25年3月時点※では、全国の人医師医療法人の設立認可数の累計は40,787法人、そのうち32,749法人が医科、8,038法人が歯科となっています。また、石川県では人医師医療法人認可数の累計が372法人、そのうち医科は288法人、歯科は84法人となっています。

※厚生労働省「都道府県別医療法人数 平成25年3月31日現在」より

医療法改正により、平成19年4月以降、出資持分がある医療法人の設立はできないことになり、改正後に設立した医療法人を解散した場合の残余財産の帰属先は国又は地方公共団体等となりました。これにより、改正後しばらく新設の医療法人設立が減少しましたが、医療法改正後の医療法人でも法人成りのメリットがあることが認知され、医療法人設立が増加しています。(図1)

医療法改正後の
設立増加

医療法人化のメリット・デメリット

メリット

1. 税負担の軽減

個人⇒超過累進税率の所得税(最高税率は所得税・住民税合算50.84%)
法人⇒一定税率の法人税(実効税率約19%~32%)

所得が高額な場合、法人税の方が所得税より税率が低くなるため、税の負担が軽くなります。また、給与所得者となることで給与所得控除を受ける事が出来ます。

2. 所得の分散

奥様や親族を役員とすることにより役員給与を支給出来ます。

3. 社会的信用

金融機関等の対外的な信用が向上し、設備投資の際など借入がし易くなります。

4. 役員退職金の支給

役員の方が退職される際は、定められた規定により、退職金を法人から受け取る事が出来ます、そして、退職金は法人の経費として取扱いすることが出来ます。また、退職金を受け取った役員の方も退職所得として取り扱われますので給与所得として受け取るよりも有利です。

5. 事業承継がスムーズ

理事長交代で済むため事業承継をスムーズにすることが出来ます。

6. 社会保険診療報酬の源泉徴収なし

社会保険診療報酬支払基金からの入金時に源泉徴収されずキャッシュフローが改善されます。

7. 経営と家計の分離

診療所の経営上の収支と、個人としての家計の収支を明確に分離出来ます。

8. 新規事業展開が可能

個人では認められていない分院開設が可能になります。

デメリット

1. 社会保険強制加入と年金基金脱退

医療法人となることで、個人の時には任意加入であった厚生年金が強制加入となります。(医師国保は継続可能)
厚生年金に加入すると国民年金基金は脱退しなければなりません。

2. 小規模企業共済や年金基金の脱退

個人で加入していた小規模共済は、所得控除が出来ましたが、医療法人になると脱退しなければなりません。なお、脱退した場合の共済返戻金は一時所得となり(共済返戻金-50万円)×1/2の金額に対し所得税等が課税されます。

3. 決算報告義務

医療法人は毎会計年度の終了後3ヶ月以内に、都道府県に「事業報告書等」を提出し、毎年「資産の総額」(純資産)の登記をしなければなりません。

法人化のシミュレーションはお早目に！

いくら節税できるか？

個人クリニックから医療法人に移行するメリットの一つとして節税があります。

ただし、所得や個々のクリニックの状況により節税額は変動しますので、法人化をお考えの先生は必ずご相談下さい。一般的には、個人所得が2千万円を超える場合は、法人化した方が税制上有利と言われています。以下のシミュレーションは給与所得控除のみのメリットで計算したケースです。（図2）

実際は役員給与の分散や、役員給与を下げる法人に利益を残すことや、保険を活用することにより節税額が増加します。

設立スケジュール

医療法人化は各都道府県に申請・認可が必要なこともあります（図3）

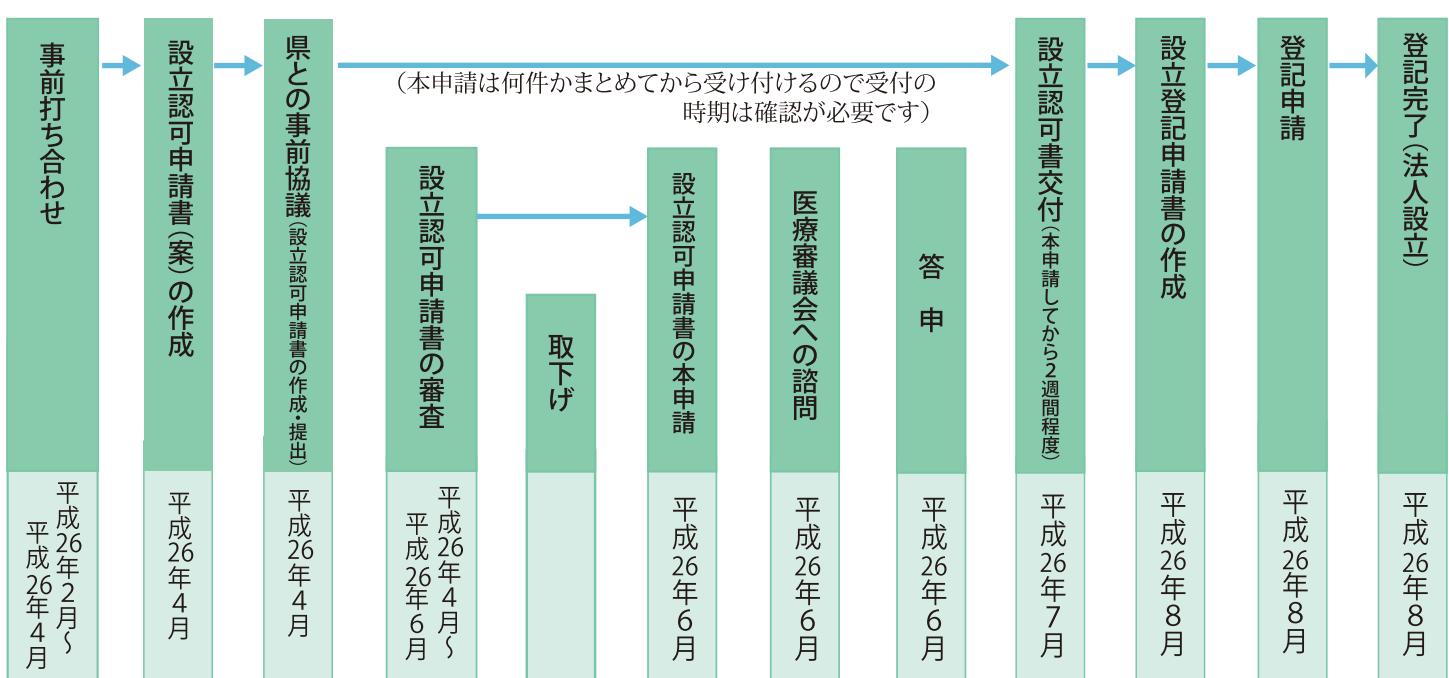
目安としては、約半年程度かかりますので、医療法人化をお考えの先生は、前もって医療法人化のシミュレーションをすることが必要となります。石川県では、現在のところ隨時受付ですが、他の都道府県によっては認可申請受付の時期が決まっているところもありますので、ご注意下さい。

図2



図3

医療法人設立スケジュール（石川県）



セミナー開催のご案内

平成26年度 稅制改正セミナー

参加
無料

日時 平成 26年2月12日(水) 14:00~16:00 (受付開始13:30~)

講師 税理士 村尾 実 中部経営・辻・本郷 税理士法人

場所 中部経営・辻・本郷税理士法人 1階セミナールーム ※下地図
〒921-8025 石川県金沢市増泉2丁目7番37号

国際税務セミナー

参加
無料

日時 平成 26年2月20日(木) 15:00~17:00 (受付開始14:30~)

講師 税理士 川田 剛 川田剛 税理士事務所
元 明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授

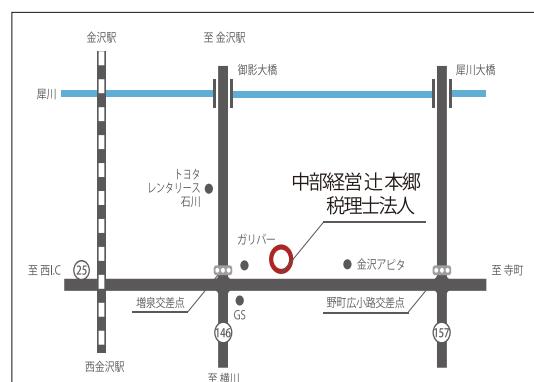
場所 株式会社 北國銀行 野々市支店 セミナールーム
〒921-8817 石川県野々市市横宮町19-1

お問い合わせ TEL. 076-225-5588 FAX. 076-243-6222
E-mail. info@ck-tax.or.jp

本年もよろしくお願ひ申し上げます



当事務所アクセス



中部経営辻本郷税理士法人
CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

〒921-8025 石川県金沢市増泉2丁目7番37号
tel. 076-225-5588 fax. 076-243-6222
E-mail : info@ck-tax.or.jp

www.ck-tax.or.jp